

様式 9

「第3次富士見市地域福祉計画（案）」に対する意見募集の結果について

令和3年3月3日

福 祉 課

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。  
ご協力に感謝申し上げます

【意見募集の集計結果】

1	意見募集期間	令和 3年 1月 4日（月）から 令和 3年 2月 3日（水）まで	
2	意見の件数	2 件	
3	意見提出方法	ホームページ応募専用フォーム	0人
		郵送	0人
		ファクシミリ	1人
		直接持参	0人
4	反映状況	A 意見を反映し、案を修正したもの	0件
		B 既に案で対応済みのもの	0件
		C 今後の参考とするもの	2件
		D その他	0件

【募集意見】 (2件)

No	意見概要	市の考え方	反映状況
1	【P.49 「基本施策① 包括的な支援体制の構築」、P.52 「包括的な支援体制の構築に向けた検討会議の設置」のところ】 介護保険サービスの利用が優先される若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、併用できる障	「包括的な支援体制の構築に向けた検討会議」については、地域の中で複合的な課題を抱える方に対する包括的な相談支援体制を検討する場になります。ご指摘のとおり、若年性認知症や高次脳機能障害の方は、包括的な支援が必要な要援護者に含まれる可能性がござ	C

	<p>害福祉サービスにつながらない現状がございます。また、多くの場合、それらの方々は、生活保護の対象となると、他法優先で、障害福祉サービスの利用が優先され、支援体制が大幅に変更になります。そういった方々への対応についても、包括的な支援体制の構築に向けた検討会議で、取り上げていくことを計画に記していただけると嬉しく存じます。例えば、 【地域の中で複合的な課題を抱える要援護者】の例として「若年性認知症や高次脳機能障害」のことを記すなど。</p>	<p>います。いただいたご意見を参考に、高齢・障がい等の福祉部門間の連携を強化するとともに、包括的な相談支援体制の構築に取り組んでまいります。</p>	
2	<p>【P. 45 「成年後見制度の利用促進」、P. 46 「富士見市成年後見制度利用促進計画」のところ】 成年後見制度利用の開始原因として、成年後見制度の認知症、統合失調症、知的障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害などがあることを明記して、高次脳機能障害も対象であることを周知してください。</p>	<p>成年後見制度の対象といたしましては、国の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と同様に、「認知症、知的障がい、精神障がいなど」と個別の病名などは入れずに記載しておりますが、様々な障がいや疾患により判断能力が十分でなくなった方々を対象としております。高次脳機能障害や遷延性意識障害の方につきましても、成年後見制度の利用が必要な場合は、しっかり対応しておりますが、ご意見を参考に今後の周知方法を工夫するなど啓発に努めてまいります。</p>	C